

平成 18 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア株式会社

代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克

(コード番号 4814)

問合せ先 取締役経営戦略部長 脇 本 寿 郎

TEL (06)6281 - 9866

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 15 日、大阪地方裁判所から下記内容の反訴状を受領し、訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者

(1) 名 称 ノックス株式会社

(2) 所在地 東京都目黒区八雲二丁目 23 番 13 号

(3) 代表者の氏名 代表取締役 加藤 理

2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

平成 18 年 7 月 10 日付適時開示「業績に影響を与える可能性のある事象の発生について」でお知らせいたしました、当社元社員により証憑等が偽造され、過年度において実在しない売上金額等が計上されたという不正行為に関し、当社は、7 月 26 日、大阪地方裁判所に対し、本件に関連する商品の仕入先であるノックス株式会社を相手方として、不正事件に関連する仕入取引の無効を主張し、支払済のものについては不当利得返還請求権にもとづきその返還を、未払いのものについては債務が存在しないことの確認をそれぞれ求める訴訟を提起いたしました。

これに対し、今般、同社から、本件の訴訟手続内において、上記仕入取引が有効であることを前提として、未払いとなっている対価、及び、解除された取引については損害賠償を請求する訴訟（反訴）が提起されました。その額は、元金に相当する部分と遅延利息金のうち金額が確定しているものとの合計で 505,974,203 円となります。

3. 今後の見通し

当社としては、本件仕入取引は無効であってノックス株式会社の請求に応じる理由はないものと考えており、今後然るべき主張立証を行っていく所存でございます。

以上